

## 審査会等でいただいた主な御意見

### 1 横浜市環境配慮指針

No	御意見の趣旨	回答等
全般 配-1	ヒートアイランド現象の予測評価に関しては、これまでも他の委員から意見があったように、環境影響評価として定量的な予測が行える段階には至っていないと思います。現時点で事業者に対して予測評価を求めることは、過大な要求になりかねないこともあるので、配慮指針のヒートアイランド現象に関する記載について、暑熱環境への適応の観点から見直しを行うことについて賛成します。 (12/23 審査会)	—

### 2 横浜市環境影響評価技術指針

#### (1) 改定の考え方について

No	御意見の趣旨	回答等
1-1	「メリハリのあるベスト追求型アセスへ」とあるが、事業者側に立った変更は、カーボンニュートラルを目指し規制を強化するような社会の動きに逆行しているのではないのでしょうか。変な捉えられ方がされないよう検討いただきたいです。 (1/31 審査会)	やらなくていい、というのではなく、事業の特性に応じて評価項目をしっかりと選んでいただきたいという趣旨です。やらなくていいというメッセージにならないよう注意します。 温室効果ガスは、原則として全ての事業で選択を検討していただくような方向性で検討しています。 (1/31 審査会)
1-2	「目標をクリアした上で、ベスト追求を目指す」とはどういうことなのか、別表3の環境影響要因と環境影響評価項目との関連性から読み取れるような運用の仕方が重要になってくるのではないのでしょうか。 (1/31 審査会)	各別記に環境影響評価の対象と項目選定する事業の考え方を記載し、明確化しました。 また、温室効果ガスは原則として環境影響評価項目として選定することとしました。 (11/20 審査会)
		実際の運用も見据えて、検討を進めます。 (3/22 審査会)
		環境保全目標について、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかの視点から適切に設定する等、記載をしました。 (11/20 審査会)

No	御意見の趣旨	回答等
1-3	ヒートアイランド現象についても、配慮指針には記述がありますが、技術指針には明記されていないので、項目に入れることもご検討ください。 (1/31 審査会)	ヒートアイランドについては予測評価できるのかを事務局で整理しており、今後、ご意見をいただきたいです。 (1/31 審査会)  ヒートアイランドに関しては引き続き検討中のため、次回以降に方向性を説明します。 (11/20 審査会)  今後の実用化の動向を注視することとし、環境影響評価項目として位置付けることは見送ります。 配慮指針のヒートアイランド現象に関する記載について、適応の観点から見直しを行いたいと考えています。 (12/9 審査会)
1-4	計画が一部未確定であるような案件で、アセスの審査をどのようにするべきかは、どの環境影響評価項目についても起こりうる話だと思います。 こうした全体の枠組みを議論する機会に、そういった案件にどう対応するのかも合わせて整理できるといいと思います。 (1/31 審査会)	技術指針では、各手続が、事業計画のこういった段階で行われるものですといったことを明確に出していくことはできると考えています。その他、予測結果に不確実性が伴う場合の事後調査の項目選定や方法の考え方の記載についても考えていきたいと思っています。 (1/31 審査会)  方法書及び準備書の作成手順の解説に作成時期の目安が分かるよう追記しました。 (11/20 審査会)
1-5	ベスト追求型アセスの考えとして、改定案の「影響を最小限にとどめる水準」に主語を「事業者が」と付けたとき、この水準が非常に議論を呼ぶところになってくると思うので、「影響が最小限にとどまる水準」にした方がよいと思います。自然資本のための改定であれば、「影響が」にした方がよいし、状況が維持回復できる水準とかの方が客観性の高い議論により近くなると思います。 (6/11 審査会)	事業者が環境への負荷をできる限り回避又は低減することを求めるため、「(事業者が) 影響を最小限にとどめる水準」と記載しました。 (11/20 審査会)

## (2) 本編について

No	御意見の趣旨	回答等
第1章 (基本的事項)  2-1		

No	御意見の趣旨	回答等
第2章 (計画段階配慮)	2-2-1 公共事業であるような場合と、普通の民間の営利事業とは少し性質が違うのではないかと思います。今は完全に横並びの感じになっていますが、事業者としての扱いに少し色を付けても良いと思います。 事業者が民間の営利的な事業か、行政の公共的な事業か、しっかりと説明された方が良いと思います。 (3/22 審査会)	配慮書段階の「カ 事業の目的及び必要性」と「ク 事業計画を立案した経緯」をとうまく整理したいと思います。また、その後の方法書、準備書の部分も見直したいと思います。 (3/22 審査会)
	対象事業を実施するうえでの背景や事業特性及び上位計画の説明など、コンセプトを事業者が自ら最初に説明することが最初のステップで、その先にどこまで環境アセスメント手続の中で具体的に落とし込めるかが重要だと思います。 (3/22 審査会)	「カ 事業の目的及び必要性」と「ク 事業計画を立案した経緯」において、事業の上位計画がある場合には、その内容も記載するとともに、上位計画における当該事業の位置付けを記載するよう明示しました。 (11/20 審査会)
第3章 (環境影響評価)	2-3-1 (2) 地域特性の把握 方法書の段階で、地域特性を把握する項目があります。その中で既存の資料で不十分な場合、現地調査で補完することになっていますが、必ずしも十分ではありません。準備書の段階で追加調査を行って評価することになると時間がかかってしまいます。既存資料がない場合に、事前調査についての実施の要・不要及びその程度について、検討してほしいと思います。 (3/22 審査会)	本編で反映できる部分もあるかと思います。 解説の1段落目の最後の文の「十分収集できない場合は現地調査を行い補完します」の部分を検討したいと思います。 (3/22 審査会)
	現地調査が配慮書に基づいたものだけにならないように、評価書まで念頭に置いて、必要情報の収集のための事前調査、現地調査を行うようにした方が良いと思います。 (3/22 審査会)	地域特性の把握について、必要な資料が十分収集できないなどの場合には、現地調査等を行うよう修正しました。 (11/20 審査会)
	事例などを記載して、事業者が具体的にイメージを持てるような表現を御検討いただくようお願いします。 (3/22 審査会)	
2-3-2 (2) 地域特性の把握 配慮書と方法書の関係性のところで、事業計画に関して配慮書に記載している事業計画をもう少し方法書の段階で具体化するという方向性は見えましたが、そのときに調査も深掘りする必要があると思います。方法書のところの調査について、基本的には補完ではなく、アップデートしていくことがとても大事ではないかと思います。アップデートして、なおかつ具体的に特定できなかったことをきちんと特定するということを書いておいた方が良いと思います。 現地調査がベースかと思っています。 (3/22 審査会)	検討させていただきます。 (3/22 審査会)	
		配慮書段階で把握した地域特性は、方法書作成時点で入手できる最新のデータに更新することを原則としました。 地域特性の把握について、必要な資料が十分収集できないなどの場合には、現地調査等を行うよう修正しました。 (11/20 審査会)

No	御意見の趣旨	回答等
第3章 (環境影響評価)	2-3-3 (2) 地域特性の把握 配慮書段階の調査は、あくまで配慮事項の検討のためで、方法書以降の計画策定にも使えると受け取られる表現は避けた方がよいと思います。現地調査が基本というニュアンスが伝わる記載がよいと思います。 (3/22 審査会)	(前ページに記載)
	2-3-4 1 準備書の作成手順 配慮書の作成手順にある作成の時期の説明と同様に、計画が十分に固まり、それに基づいた予測評価をしたものを準備書に記載する趣旨を記載した方がよいと思います。 (3/22 審査会)	方法書から準備書で、事業計画が大きく変わると予測の見直しが生じる可能性があるため、準備書は大きな変更がない前提の書き方になっていると思います。配慮書の記載と同様の記載を検討したいと思います。 (3/22 審査会)  方法書及び準備書の作成手順の解説に作成時期の目安が分かるよう追記しました。 (11/20 審査会)
	2-3-5 (2) 事業計画の諸元の見直し 準備書の段階でも事業計画を変えていいと受け取られるおそれがあるタイトルのため、この記載に心配などがあります。事業者側の都合で変えていいと受け取られないように表現を検討した方がよいと思います。 (3/22 審査会)	方法市長意見書や市民等からの意見書を勘案し、必要に応じて事業計画の諸元の見直しを行うことを明確化しました。 (11/20 審査会)
	2-3-6 (2) 事業計画の諸元の見直し 本文の「諸元の見直しを行う」の前に、「環境を劣化させないように必要に応じて見直しを行う」と入れてはどうかと思います。 (3/22 審査会)	
	2-3-7 (8) 事後調査の実施に関する事項の検討 事後調査計画書の作成は事業の進捗に応じてだと思いますが、事後調査に引き継ぐべき事項を特定し、事後調査の項目を評価書又は準備書に記載することを検討してください。 (3/22 審査会)	どういった表現ができるかも含めて、検討したいと思います。 (3/22 審査会)  「環境影響評価では、予測手法等に起因する予測の不確実性や、環境の保全のための措置の効果に係る科学的知見が乏しいなどの不確定要素が潜在しているため、予測及び評価の結果並びに環境の保全のための措置を検証するために事後調査を実施します。」と記載しています。 (11/20 審査会)
	2-3-8 準備書段階で事後調査が必要な事項とは、出てきている方が望ましいと思います。特にやむを得ず事業計画に不確定部分が残っている場合は、事後調査の事前検討の重要性が高くなるので、少し盛り込んでいただきたいと思います。 (3/22 審査会)	準備書で事業計画が定まっていない場合に事後調査の検討を説明すると、拡大解釈される可能性があるため、記載方法を検討したいと思います。 (3/22 審査会)  「環境影響評価では、予測手法等に起因する予測の不確実性や、環境の保全のための措置の効果に係る科学的知見が乏しいなどの不確定要素が潜在しているため、予測及び評価の結果並びに環境の保全のための措置を検証するために事後調査を実施します。」と記載しています。 (11/20 審査会)

No	御意見の趣旨	回答等
第3章 (環境影響評価)	<p>1 準備書の作成手順</p> <p>環境の保全のための措置を予測と評価の間に配置する変更について、予測の対象に環境の保全のための措置の効果を入れる場合は、予測の前段階で環境の保全のための措置をある程度客観的にしないと、目標のレベルで予測をしてよいか懸念があります。</p> <p>(11/20 審査会)</p>	<p>予測の条件としての環境の保全のための措置と、予測結果を踏まえた環境の保全のための措置の両方を対象と考えています。事業者が、予測の条件としての環境の保全のための措置を検討し、予測して、評価してということを繰り返した結果を図書としてまとめることを考えています。</p> <p>(11/20 審査会)</p>
	<p>2-3-9</p> <p>予測の後に環境の保全のための措置の検討が出てきて、それで評価するというと、評価で環境の保全のための措置が予測の条件に据えていないまま扱われないかが気になりました。予測の対象にすると、おそらくその条件が具体化されるので、条件も求めていることが伝わるようにすることが大事です。</p> <p>(11/20 審査会)</p>	<p>「2 準備書の構成」の解説で「環境の保全のための措置については、予測に反映した措置と反映しなかった措置の区別をつけて整理し、環境の保全のための措置を講じることとなった検討経緯及びその理由を併せて記載します。」と示しています。運用にあたっては、事業者にきちんと助言、指導していきたいと思えます。</p> <p>(11/20 審査会)</p>
第3章 (環境影響評価)	<p>(6) 評価</p> <p>評価の基準が環境保全目標となっています。これが、改定の考え方のベスト追求型に即しているかが気になりました。環境保全目標が何らかの基準値を持っていない場合は、両方とも事業者のスタンダードになってしまうのではないのでしょうか。その水準は環境の保全のための措置、環境保全目標の方でどのように求めていますか。</p> <p>(11/20 審査会)</p>	<p>「(3) 環境保全目標の設定」の解説に、目標設定の考え方を示しています。ベスト追求型を直接表現するような記載内容ではありませんが、可能な限り影響を最小限にすること、あとは横浜市として事業者に対して求めている目標等を参考にして、事業者として可能な限り適切にその目標を設定したうえで、それに対してどのような予測、評価ができるかを確認していくことを考えています。</p> <p>(11/20 審査会)</p>
	<p>2-3-10</p> <p>ヒエラルキーに沿っていることは分かりましたが、今の政策的なトレンドはネットポジティブをどう促すかだと思います。そういったものがなお書きになっているところに、逆にリミットがかかってしまっていないかと少し感じました。</p> <p>(11/20 審査会)</p>	<p><u>プラス面の効果に係る記載を全体的に見直し、積極的に環境影響要因とすること、なお書きを削除してマイナスの環境影響とプラス面の効果を並列に扱うことなど変更しました。</u></p> <p>(1/20 審査会)</p>
第3章 (環境影響評価)	<p>2-3-11</p> <p>プラスの効果も見込んでくださいということですので、なお書きはやめた方が良くかもしれません。そこは検討してください。</p> <p>(11/20 審査会)</p>	

No	御意見の趣旨	回答等
第3章 (環境影響評価)	(9) 対象地域の設定 どのような理由で範囲の条件を設定していますか。 (11/20 審査会)	これまで比較的抽象的な表現にとどまっていた、考え方が不明確なところもありました。そこで、他都市で具体的に記載している事例も踏まえて、あくまで一つの目安として記載を事務局で検討し、今回追加しました。 (11/20 審査会)
	縦覧等の社会的な認知を得るとか、周知するための地域としての理解でしたが、今回、予測の地域に近い表記になっています。例えば、第2分類事業の判定のときに使うような希少な自然が存在していたら、もう少し影響の範囲を広く取るべきではないかとか、そういう周辺側に存在する環境の条件に応じた範囲設定が必要な場合もあるのではないかと感じています。 (11/20 審査会)	準備書段階では、自然的に環境影響があるものは予測されていると考えられます。そういったものは、「ク その他対象事業実施により環境影響のおそれがあると認められる範囲を含む範囲」で網羅されていると考えています。 (11/20 審査会)

※下線部は、御意見に対して今回追加した考え方です。

### (3) 別表1について

	御意見の趣旨	回答等
3-1	森林を足して「農地・森林」としていますが、他の項目では分布や面積といった何かしらの指標が出てきます。農地・森林の何を地域の概況として挙げるかという語句の追加が必要ではないかと思えます。 (11/20 審査会)	現行の指針では、森林は植生に含まれていると考えていましたが、別記に緑地を追加し、生物・生態系にとっても必要な情報のため特記しました。 いただいた御意見については検討します。 (11/20 審査会)
3-2	「農地・森林等」としたところですが、例えば「公益的機能に係る植生、動物の生息及び分布、農地や森林の存在等」としてはどうかと思えます。 (11/20 審査会)	<u>地域概況を把握する段階であることを踏まえ、「農地・森林等」を「農地・森林の分布等」に修正しました。</u> (1/20 審査会)
3-3	別表1に「災害」の項目が挙げられていて、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などは他の項目と少し違って、対象の事業による土地改変や建物の建設などが周辺地域に影響を及ぼす範囲という意味に加えて、その対象地が災害の影響を受けてその上で起こる事象による環境影響についても評価することを含んでいるのではないかと考えます。その理解で正しいければ、対象地域の設定などについては少し表現に工夫が必要かと思えます。 (11/20 審査会)	地域の概況の項目及び内容は、まず配慮書時点で文献調査等により収集するものを列挙したものです。配慮事項や方法書、準備書に繋がるベースとなるような情報として、事業者が整理していくものと考えています。この項目の内容をどこまで細かく記載するかは悩ましいところもありますが、地域特性の把握という視点で、これが主なものかと思えます。追加すべき内容等があれば、御意見をいただければと思えます。 (11/20 審査会)

	御意見の趣旨	回答等
3-3 (続き)	<p>災害に関しては、土地改変することで土砂災害の可能性が高まるということもありつつ、その対象の敷地が浸水の影響を受けるような場所に事業を行おうとしているからこそ配慮しなければいけないことがあるかと思えます。対象地域の設定では、環境影響を受けるおそれがある範囲というのはあくまで事業が周辺に影響を及ぼす範囲を言っているかと思えます。この災害の状況に関していえば受身で物（環境）を見ていくという面もありますので、対象地域の話に限らずですが、文言を少し配慮すべきところもあるかと思えます。</p> <p>(11/20 審査会)</p>	<p>事業に伴う影響ではなく、既にあるその土地の状況からどのような配慮ができるか、配慮すべきかというところで表現を再度確認していきたいと思えます。</p> <p>(11/20 審査会)</p> <p><u>本編の配慮書の作成手順で「地域特性の把握は、別表1に掲げる地域の概況の中から事業特性と関連のある項目について調査し、考察を加えることにより行う」としています。</u></p> <p><u>事業者は配慮書段階から、地震や風水害等の自然現象の発生に伴い、事業を実施する予定の土地がどのような影響を受けるかについて、別表1の「災害の状況」の内容のとおり、ハザードマップ等により把握した上で考察を行うこととなります。</u></p> <p>(1/20 審査会)</p>

※下線部は、御意見に対して今回追加した考え方です。

#### (4) 別表2について

No	御意見の趣旨	回答等
全般 4-0-1	<p>内容の記載で「～への影響」、「～に係る影響」、「物そのもの」を書いているところがあります。「物そのもの」というのは、例えば「温室効果ガス」や「廃棄物」で、温室効果ガスも「温室効果ガスの気候変動への影響」とは書けないから、このようにしているのかとは思いますが、どういう考え方で整理をしているのかが分かりづらいです。特に「騒音」、「振動」、「悪臭」については「～に係る影響」になっていますが、いかがな表現かなと思っています。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>「～への影響」と「～に係る影響」は、何かに影響を及ぼす場合と、その物自体を扱っている場合で整理しています。「係る」をどう表現したら良いかというのは悩ましいところですが、「～への影響」と表現しにくいところがあり、こういった形になっています。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>影響を及ぼす場合は「～への影響」、物そのもの場合は「～」とし、物自体の影響を扱っている場合は「～の影響」と表現を見直しました。各項目の別記の「1 (1) 環境影響評価の対象」で、対象とするものを記載することで趣旨が伝わるようにしています。</p> <p>(10/16 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
全般 4-0-2	<p>「土地の改変と工作物の設置・撤去」をしっかり出している場合と、「等」だけを付けている場合、「事業の実施」と書いている場合の3パターンがあります。</p> <p>例えば「温室効果ガス」は「事業の実施」と書いていて、「緑地」などは「土地の改変又は工作物の設置等」としていますし、一般廃棄物は「施設の供用等」としています。どう使い分けているか、使い分ける必要があるのかという点を確認したいです。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>「温室効果ガス」については、土地の改変又は等々としようかとも思いましたが、スコープ3まで対象にし得るとなると、その場所で行われるものだけではないと思い、一番包括的な表現になっています。</p> <p>全ての「土地の改変」、「工作物の設置・撤去」、「施設の供用」と並べて書くものと、「等」で含ませているものと、「等」を取っているものという3段階で事務局としては整理しています。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>3段階で整理し、「土地の改変」、「工作物の設置・撤去」、「施設の供用」は影響を与える行為として記載しています。具体的な項目選定の考え方は、各項目の別記の「1(2)項目選定する事業の考え方」に記載することで明確化しています。</p> <p>「温室効果ガス」については、供用時を含めたあらゆる場面を考えて「事業の実施による～」としていましたが、No.4-1-1の御意見も踏まえ、分かりやすさの観点から「土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による～」に見直しました。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
4-0-3	<p>全体として、「土地の改変」と「工作物の設置等」、「施設の供用」が多く記載されていますが、技術指針本編では積極的に非選定も考えてくださいと言っています。ここで具体的に特定してしまうと、書いてないところはあまり考えなくなるのではないかと懸念しています。できるだけ可能性のある幅広い考え方ができる表現が必要ではありませんか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>「土地の改変」、「工作物の設置・撤去」、「施設の供用」は影響を与える行為として記載し、項目選定の考え方は、各項目の別記の「1(2)項目選定する事業の考え方」に具体的に記載することで明確化するという構成にしています。メリハリの観点でも見直しをしています。メリハリの観点でも見直しをしていますが、必要以上に狭めないように考えています。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
4-0-4	<p>「緑地」だけではなく「水循環」で、例えば舗装面の性状の変更というのがありますが、これは土地の改変に該当すると、あまり考慮しにくい部分でもあるのかと思います。「存在」でより出てくるような感じもしますが、いかがですか。</p> <p>まず揚水を書いておくしかないと思いますが、土地の改変と揚水だけなのかと思いました。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>事業全体として捉えたときに、土地の改変に当たると考えております。工作物の設置など施設の存在でも影響はあると思いますので、表現について検討します。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>御意見を踏まえ修正しました。「土地の改変」、「工作物の設置・撤去」、「施設の供用」は影響を与える行為として記載していますので、区分としては「工事中」と「存在・供用時」の両方を含んでいます。各項目の別記に項目選定の考え方は「工事中に～」、「存在・供用時に～」と記載し、明確化しています。</p> <p>(10/16 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
4-0-5	<p>「環境影響評価項目」と「細目」の関係について、「環境影響評価項目」が単なるその項目名称でラベルとして扱われている場合と、「悪臭」、「低周波」、「電波障害」のようにマイナスを提示する場合と、両方あります。</p> <p>環境影響評価項目ではラベルとして、「悪臭」というよりは例えば「におい環境」のように価値判断が含まれない書き方として、細目ではプラスやマイナスの要因を書く方が、全体としての整理が良いかと思えます。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>環境影響評価法の名称等と合わせている項目もありますが、もう一度見直したいと思えます。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>今回「風害」を「風環境」に変更した理由は、本項目では局地的な風向、風速の変化に伴う強風現象の出現を対象としており、竜巻や台風による工作物の損傷等との誤認を避けるためです。</p> <p>その他については、環境影響評価法の環境要素の区分との整合も考慮し、変更していません。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
4-0-6	<p>気候変動対策は温室効果ガスのみであるように感じます。</p> <p>環境基準が設定されているような汚染と、環境影響の緩和は分けて考えたほうが分かりやすいと思えます。「浸水」と「緑地」は関係があり、「浸水」の適応的な部分は気候変動への適応になってきます。上位の施策を関連づけられるかと思えます。</p> <p>別表2の「基本的な考え方」で「気候変動」という言葉が出ているため、もう少し発展させられることがあるかと思えます。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>「気候変動への対策」として、ヒートアイランドは気候変動の影響だけではありませんが、ヒートアイランドを項目化する場合、「気候変動への対策」の温室効果ガスの次に位置付けると分かりやすいと考えています。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>今回の見直しにおいて、「気候変動への対策」の項目については温室効果ガスとヒートアイランドを対象に検討しています。いただいた御意見は重要な視点として将来の改正に生かしたいと考えています。</p> <p>なお、ヒートアイランドに関しては引き続き検討中のため、本日の技術指針改定案（素案）別表2には反映していません。次回以降に方向性を説明します。</p> <p>(10/16 審査会)</p> <p>今後の実用化の動向を注視することとし、環境影響評価項目として位置付けることは見送ります。</p> <p>配慮指針のヒートアイランド現象に関する記載について、適応の観点から見直しを行いたいと考えています。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
4-0-7	<p>ヒートアイランドをどう評価するか難しいと思えますが、横浜市の政策課題であり、市環境科学研究所で検討されたりもするというように、対策が必要な項目ということもありますので、可能な限り項目化はした方が良く考えています。</p> <p>技術については要検討だと思います。こういったもの是对応する必要性の提示と、それから具体的にどう提示するかという2段階あると思えますので、対策の必要性の提示という観点からは項目化自体は目指した方がいいと思えます。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>ヒートアイランドに関しては引き続き検討中のため、本日の技術指針改定案（素案）別表2には反映していません。次回以降に方向性を説明します。</p> <p>(10/16 審査会)</p> <p>今後の実用化の動向を注視することとし、環境影響評価項目として位置付けることは見送ります。</p> <p>配慮指針のヒートアイランド現象に関する記載について、適応の観点から見直しを行いたいと考えています。</p> <p>(12/9 審査会)</p>

全般

No	御意見の趣旨	回答等
全般	<p>ヒートアイランドの項目を加える場合、「気候変動への対策」の中に入れるのではないかというお話がありました。対策は非常に近いものがあるとは思いますが、スケールが異なるので、気候変動の中に入れていいのかというのが正直な感想になります。「気候変動への対策」にヒートアイランドを項目として追加した場合、緑地などの被る項目とどのように整理する予定ですか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>環境省の考え方としては、大気質の部分で扱う、排熱の量等でその項目を捉える場合には廃棄物ないし温室効果ガスのような負荷量を予測、評価するくくりで扱う、といった2通りの考え方が示されています。おっしゃったように関連する項目もあり、関連性を全て別表2の中で表現はしきれないところではあるので、検討します。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>ヒートアイランドに関しては引き続き検討中のため、本日の技術指針改定案（素案）別表2には反映していません。次回以降に方向性を説明します。</p> <p>(10/16 審査会)</p> <p>今後の実用化の動向を注視することとし、環境影響評価項目として位置付けることは見送ります。</p> <p>配慮指針のヒートアイランド現象に関する記載について、適応の観点から見直しを行いたいと考えています。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
	<p>（気候変動への対策の）環境影響評価項目のところに、今、「温室効果ガス」しかありませんが、その表現を排熱ではないのですが、微気候の変動も含むような評価項目にして、仕分けていった方が良いという気もします。何が適切か、今ヒートアイランドの項目として評価項目として何をあげるかということもまだ出てないので、少し整理が必要です。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>検討します。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>ヒートアイランドに関しては引き続き検討中のため、本日の技術指針改定案（素案）別表2には反映していません。次回以降に方向性を説明します。</p> <p>(10/16 審査会)</p> <p>今後の実用化の動向を注視することとし、環境影響評価項目として位置付けることは見送ります。</p> <p>配慮指針のヒートアイランド現象に関する記載について、適応の観点から見直しを行いたいと考えています。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
温室効果ガス	<p>気候変動の環境影響評価項目の内容のところに「事業の実施により発生する」の記載について、「事業の実施」はいつからいつまでを指していますか。</p> <p>また、「事業の実施により」と書いたときに事業者がそこを読み取れるような配慮がなされますか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>配慮指針の配慮事項の趣旨を受けて、供用時を含めたあらゆる場面を考えています。</p> <p>他と違うという点で、分かりやすいかどうかというところは改めて考えてみたいと思います。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>供用時を含めたあらゆる場面を考えていますが、分かりやすさの観点から「土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による～」に表現を見直しました。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
生物・生態系	<p>4-2</p>	

No		御意見の趣旨	回答等
緑地	4-3-1	<p>「工作物の設置等」と「等」が付いているのですけれども、工作物の設置は、工事をイメージしているのか、存在、供用の存在をイメージしているのですか。</p> <p>緑地の機能は、供用段階で、例えば森を育てていくなど、よりポジティブなことを行う場合は、供用も入ってくると思います。 (3/22 審査会)</p>	<p>「工作物の設置」は、設置に係る工事なしその存在を両方合わせたものです。緑地の「等」に供用が含まれており、緑地そのものは、利用される対象でもあるので、その緑地が利用されることでの影響について、想像しきれていなかったところでした。</p> <p>御指摘の森の育成といったポジティブな面をこの項目では評価することを考えると、供用という言葉がいいのかどうかありますが、そのニュアンスが含まれるように検討したいと思います。 (3/22 審査会)</p> <p>御意見を踏まえ、「土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による～」に表現を見直しました。 (10/16 審査会)</p>
水循環	4-4		
廃棄物・建設発生土	4-5		
大気質	4-6		
水質・底質	4-7-1	<p>地下水の水質は、あくまでも地下水の水質への影響となっていますが、「水循環」の方では、地下水と湧水と両方への影響となっています。湧水も必ずしもその量だけの問題ではなくて、湧水の水質も問題になる場合がありますので、この「水質・底質」の中の地下水の水質の中には地下水だけではなくて、湧水も水循環と同じように入れていいのではないかと思います。 (3/22 審査会)</p>	<p>湧水の水質は、現行と同様に「公共用水域の水質」で予測、評価します。記載方法については検討します。 (3/22 審査会)</p> <p>湧水の水質については規制基準等の目安がないことから、「水質・底質」の項目で明記しませんが、地下水の採水方法として湧水を採水する場合は「地下水の水質」、湧水の湧出や採水の仕方等によっては、地下水に限定されずに「公共用水域の水質」で扱う場合もあると考えています。 (9/18 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
土壌	<p>「土壌汚染」が「土地の改変による土壌汚染状況への影響」になっていますが、今までのアセスがそれを本当に対象にしていたか確認したいです。</p> <p>掘り出した汚染土壌が「土壌汚染」に入るのか、「建設発生土」に入るのかが不明確なので、これははっきりして、アセス対象に位置付けた方が良くと思います。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>土壌汚染、汚染土壌に関しては、「土壌汚染」の項目と「安全」の有害物漏洩の項目が該当すると考えています。</p> <p>「土壌汚染」の項目は、現に汚染土壌が生じている土地で行われる事業による影響ということから、土地の改変と限定して記載しました。</p> <p>また将来的に、例えば有害物の使用等がある汚染が生じるか生じないか、生じないようにするにはどうしたら良いかについては、安全の「有害物漏洩」で「工場等の稼働に伴う有害物等の取り扱い及び事故防止等安全確保の状況」があります。</p> <p>運搬等については、土地の改変等を踏まえてその処理の過程で配慮すべきものですが、現時点ではあまり明記していません。基本的に出てきた汚染土壌に関しては、ここで見るという考えです。</p> <p>(3/22 審査会)</p>
	<p>「土壌汚染」で予測、評価するのであれば、「建設発生土」と同じように「土地の改変又は工作物の設置・撤去により場外に搬出される汚染土壌」を記載した方が良くはないですか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>検討します。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>別記「土壌」の予測項目にて、「搬出する汚染土壌の量」を記載し、予測、評価の対象であることを明示しました。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
	<p>工場などの排水で、水質や土壌の汚染が起こるか否かというのは、土壌については「安全」よりも「土壌汚染」の項目ではないですか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>排水に関しましては、地下浸透の防止措置とかを取られる前提があると考えていて、そういった措置を踏まえて「有害物漏洩」というところで対象としたらどうかと考えています。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>施設の供用に起因する土壌汚染については「土壌」の項目で扱うこととし、「土地の改変又は施設の供用による～」としました。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
	<p>土壌汚染は土壌汚染を引き起こす事象として、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の違法な埋め立て、製品の漏洩があります。一般的に土壌汚染は起きてしまった土壌汚染をどうするのかからスタートすることで整理したほうが良いと思います。有害な性質を有する製品等の漏洩は「安全」の方です。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	
<p>(現行の別表2の) 根拠法を見ると、環境基本法やダイオキシン特措法なども入っているので、未然防止の考え方に基づく土壌汚染対策が想定されていると思います。</p> <p>(3/22 審査会)</p>		
4-8-3	<p>土壌汚染の対象として、施設を供用することによって起こる土壌汚染を予測、評価の対象とせず、「土地の改変」だけを対象とするのはよろしくないと思うので、検討してください。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	
騒音	4-9	
振動	4-10	

No		御意見の趣旨	回答等
地盤	4-11-1	「軟弱地盤上の盛土等による地盤沈下」とありますが、地滑りなどはどう扱いますか。地滑りは、「地盤」で扱う方がいいかと思いません。 (3/22 審査会)	地滑りは、「安全」の「土地の安定性」で対象としています。 そういった視点も踏まえて、再度検討します。 (3/22 審査会)  地滑りなどの傾斜地の崩壊又は地盤の変形等は、「土地の安定性」の項目で扱います。 (10/16 審査会)
悪臭	4-12-1	悪臭防止法は工事中の臭いにも対応し得る法体系にはなっているため、「施設の供用」に加えて「土地の改変、工作物の設置・撤去」の概念を加えた方が良いのではないですか。 (3/22 審査会)	供用に「等」を加えるか検討したいと思います。 (3/22 審査会)  御意見を踏まえ、「施設の供用等」としました。 (10/16 審査会)
	4-12-2	化学物質の影響が非常に注目されているため、項目を「化学物質」、細目名を「悪臭」とし、対象をもう少し広くしても良いのではないですか。 (3/22 審査会)	悪臭は化学物質だけではないため、悪臭防止法の対象物質を中心とした項目としています。 (3/22 審査会)
低周波音	4-13		
電波障害	4-14		
日影	4-15		
風環境	4-16		
安全	4-17-1	高層建築物における耐震性、災害発生時の被害の防止あるいは避難スペースをどうするかなど問題があると思います。 (3/22 審査会)	地震そのものを対象とした項目は記載がありませんが、「安全」の項目で、地震によって引き起こされる現象は扱っているところがあると捉えています。 (3/22 審査会)
		環境影響評価の対象がどこまでかの問題だろうと思います。災害発生時への対応について、技術指針の個々の項目の中に、関連する内容が少しずつ落とし込まれているような状況のため、各項目で十分に捉えられているかになると思います。 (3/22 審査会)	
		災害に関する対応は基本的に行政の責務です。実施する事業が、行政が行う災害対応の妨げにならないような配慮というのは環境配慮の中に入れてもいいと思いますが、事業者には責務を課すという形は難しいと思います。 (3/22 審査会)	

No	御意見の趣旨	回答等
安全 4-17-1	<p>災害時の避難スペースの確保等は民間と行政がうまく連携することは重要です。例えばガラスの落下は事業者の責任として対策はあらかじめ考えるところなので、個々の案件ごとに、特性に応じて懸念される場所は、審議の中で御指摘いただくということになるのかと思います。技術指針で一律にとということにはならないのかもしれませんが。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	(前ページに記載)
	<p>地震発災時の被害を少なくするという意味で、「歩行者の安全」を（環境影響評価項目の）「安全」の方に加えられませんか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	
地域交通 4-18-1	<p>実態に合わせて項目名を合わせるという意味から、「地域社会」を「地域交通」に変えることで良いと思います。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	—
	<p>別記の1(1)「ウ 歩行者の安全」について、交通に関しては、歩行者の安全が重要なものはもちろんですが、他に自転車も自動車も安全性は重要なので、「歩行者の安全」と限定的に書くよりも「交通安全」という表現にしてはどうかと思いました。</p> <p>別表2の方も併せて「歩行者の」と書くよりは「交通安全」あるいは「歩行者等の安全」といった書き方の方が良いのではないかと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>現行の別表2の細目で、安全に関しては歩行者に限定して記載されています。現行のものをベースとして今回別記を作ったというところで、「歩行者の安全性」と限定をした記載となっています。これを自転車も自動車も含めた安全性というところで、どこまで拡大できるのか、予測、評価の記載方法も含めて、改めて御相談させていただきたいです。</p> <p>(9/18 審査会)</p> <p>別記と併せて検討します。</p> <p>(10/16 審査会)</p> <p>「歩行者の安全」を「歩行者等の安全」としました。また、環境影響評価項目の内容を「～発生・集中する自動車と歩行者又は自転車～」としました。</p> <p>(12/23 審査会)</p>
景観 4-19		
触れ合い活動の場 4-20		
文化財等 4-21		

(5) 別表3について

	御意見の趣旨	回答等
5-1	<p>環境影響要因の記載例を具体的に挙げ、分かりやすくなったと思います。「建物の解体」、「建物の存在」とありますが、建物だけとは限らない場合もあります。例えば「施設の解体」、「施設の存在」、あるいは「施設・建物の解体」、「施設・建物の存在」と書いた方がより分かりやすいと思います。</p> <p>(11/20 審査会)</p>	<p>区分の「施設の存在」、「施設の供用」の表記を見直したことから、具体的にどのような形で記載されるかを説明するため、これまでの環境影響評価の図書で使用されているものを列挙しました。運用にあたっては、事業者に対してこの要因の部分の記載の例を示しながら、事業者に適切に選択して記載をしてもらおうと思っていますので、例示は御意見も踏まえて、検討したうえで対応していきたいと思います。</p> <p>(11/20 審査会)</p>
5-2	<p>存在・供用時の「関連車両の走行」と「列車の走行」について、厳密には車両と列車は違うのですが、あえて「列車の走行」と分けて書く必要があるのかと感じました。</p> <p>(11/20 審査会)</p>	

(6) 別記について

No	御意見の趣旨	回答等
全般 (用語)	<p>6-0-1 一般論として言葉の説明と、技術指針で対象とするものの説明が混在しており、分かりにくいです。</p> <p>(6/11 審査会)</p>	<p>環境影響評価項目の用語の定義は記載せず、技術指針で対象とする内容を記載しました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
	<p>6-0-2 用語について、この技術指針ではどう捉えるのかが、明確ではありません。 (生態系及び水循環の定義づけや技術指針で使用する用語について)事務局で、どのような表現にするか検討してください。</p> <p>(6/11 審査会)</p>	
	<p>6-0-3 「3 環境保全目標の設定」について、「する」と「される」の使い分けをもう一度確認するとよいと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>「(事業者が) ~する水準」という記載を基本とするよう見直しました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
	<p>6-0-4 「必要に応じて専門家へのヒアリング等を行う」では、この「等」は手法についての「等」で、地域住民が入りません。 「専門家等」又は「専門家・地域住民」との記載を検討してください。</p> <p>(12/9 審査会)</p>	<p>「専門家」の後ろに「等」を入れることを検討します。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
	<p>6-0-5 住民や地元の NPO については意見聴取の機会が別途あり、それと別に事業者がヒアリングすることを、この記載だけで排除する趣旨ではないと思います。 「専門家」の後ろに「等」を入れるかは検討してください。</p> <p>(12/9 審査会)</p>	<p>「専門家等へのヒアリングなど」に修正しました。</p> <p>(12/23 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
全般 (選定理由)	6-0-6 「選定しないことができる」という表現は、それ以外は選定することがマストであることと等しく、強い表現だと思います。 「選定することができる」、「選定しないことができる」、「選定することを検討する」という表現が適切なのか、全体を精査すると良いと思います。 (9/18 審査会)	除外の規定は、「こういう場合にあっては選定しないこともできます」ということで、選定しない理由に書くことで可能になると考えています。 (9/18 審査会)  「選定しないことができる」と記載した箇所は、選定しない理由として用いることができる事例として記載しています。 (12/9 審査会)
	6-0-7 「選定することを検討する」、「選定するものとする」については、基本的に事業者が判断していくので、選定しない場合もその理由は明確にすることになりますが、表現については全体として確認し、報告してください。 (9/18 審査会)	
	6-0-8 「選定しないことができる」というのは、この表現を使ったからといって、それに該当しない場合はマストであるということではないという認識です。 選定しない理由として使えるという意味であって、該当しなければマストという扱いをしているということはないと思います。 (9/18 審査会)	
全般 (プラス面の環境影響)	6-0-9 「1 (2) ウ 触れ合い活動の場を新たに創出する場合」はプラスの影響ですが、環境が悪化する影響についての「ア (対象事業実施区域内に触れ合い活動の場が存在する場合)」、「イ (対象事業実施区域内の周辺に存在する触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路への影響が予想される場合)」、「エ (その他触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路への影響が予想される場合)」と並んでいる中に「ウ (触れ合い活動の場を新たに創出する場合)」のプラスが入っているのは読み取りにくいです。 プラスの影響も評価に入れるのであれば、分けて記載した方が分かりやすいと思います。 (9/18 審査会)	「3 環境保全目標の設定」のプラス面の効果で、「(4) 新たな触れ合い活動の場の創出」以外にも「(3)」で「向上する水準」があります。 その中で「1 (2) (項目選定する事業の考え方)」については全体を通じて整理が必要になる部分もあるので、御意見を踏まえて、記載の整理をします。 (9/18 審査会)  「1 (2) 項目選定する事業の考え方」は、プラス面の効果の有無で書き分けていません。プラス面の効果がある場合は、環境保全目標等で明確にします。 (12/9 審査会)
	6-0-10 今の御意見 (6-0-7) は、「触れ合い活動の場」ですが、プラスの影響をどう表現するかは他の項目にも関わります。プラスマイナスも含めて、項目選定をした際には、目標設定をするのが今回の基本的な考え方です。プラスの影響だけ取り出して記載すると、全体に関わります。 「1 (2) ウ (触れ合い活動の場を新たに創出する場合)」は、「3 環境保全目標の設定」の方に関わります。ここで新たな場を創出することにより、どのような状況を目指すのかを目標として定めてください、ということに繋がるので、このような整理を全体を通して行っているということです。 (9/18 審査会)	

No	御意見の趣旨	回答等
温室効果ガス	<p>別表2に「土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用により」とあり、時間的な範囲は明確ですが、温室効果ガスの算定の対象範囲は補足されますか。直接排出が対象なのか、間接的なものは難しいにしても、例えば開発によって恒常的に多くの集客が見込まれる場合、その交通由来の温室効果ガスの発生を考えると、交通手段や会場までの誘導方法をどう考えるかも影響すると思います。その辺りで、対象とする範囲はどこかに記載されるかを教えてください。</p> <p>(10/16 審査会)</p>	<p>温室効果ガスの対象は、別記の「1 (1) 環境影響評価の対象」に記載しています。事業者による管理等が可能な範囲において排出される温室効果ガスを対象と考えています。また、「ただし、対象をサプライチェーン排出量全般に広げることができる」と記載し、事業者の方でサプライチェーン全般を対象にすることができるとしています。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
	<p>どこまでを影響範囲とするかは事業者の姿勢によるという理解で良いですか。新たに事業を展開し、多くの集客を見込んでいる場合に、交通への配慮は誘導できますか。義務ではないということですか。</p> <p>(10/16 審査会)</p>	<p>来場者の交通による温室効果ガスの排出については義務ではないですが、対象とすることもできますので、事業者の判断によることになるかと思います。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
	<p>その都度の判断だとは思いますが、審査会で、影響がかなり大きい可能性があるので算出の対象に含めてくださいという意見を述べることはできるという理解で良いですか。</p> <p>(10/16 審査会)</p>	<p>案件ごとの判断になろうかとは思いますが、審査の中でそういった影響が大きいということであれば、審査会で御意見を頂戴したいと思います。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
	<p>「2 (1) 調査項目」の「ア温室効果ガス及びエネルギーの状況」で、「ア) 温室効果ガスに係る原単位の把握」や「ウ) 地域内のエネルギー資源の状況」は基盤となる情報だと思います。(ア)～(ウ)の記載順は検討した方が良いと思います。</p> <p>(6/11 審査会後の御意見)</p>	<p>御意見を踏まえ、記載順を見直しました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
	<p>「5 環境の保全のための措置」の「(1) 工事中」の「ウ 工事用車両の運行に関する措置」について、運行時間の短縮がイメージされる表現ですが、車種を見直すことで削減できる量も多いと思います。</p> <p>(6/11 審査会後の御意見)</p>	<p>御意見を踏まえ、「工事用車両の選定・運行に関する措置」としました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
<p>「5 環境の保全のための措置」の「(2) 存在・供用時」の「エ」の「建築物の断熱、窓部の日射遮蔽等」について、「窓部」ではなく「開口部」と表現することが多いです。また、日射遮蔽は開口部に限らず、屋根や外壁も含め、考慮すべき事項ではあるので、「窓部の」を削除しても良いと思います。</p> <p>(6/11 審査会後の御意見)</p>	<p>御意見を踏まえ、「窓部の」を削除しました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>	

No	御意見の趣旨	回答等	
生物・生態系	6-2-1	<p>注目種から対象を広げるとあるが、これまでの経緯では、生態系の全体を把握することが難しいから、注目種を掲げて調べていこうという趣旨でやってきた。もともと、注目種だけ守ればよいということではないのだが、今回の改定で混乱を招く可能性もあります。やり方が複雑になり、結局できなかったということにならないよう整理してほしい。 (1/31 審査会)</p>	<p>注目種を抽出することの趣旨をしっかり説明するなど、運用もあわせて考えていきます。 (1/31 審査会)</p> <p>別記「生物・生態系」で次回以降に説明します。 (11/20 審査会)</p> <p>生物多様性（動物・植物）と生物多様性（生態系）を統合し、貴重な動植物のみに着目するのではなく、生物・生態系全体を評価の対象としました。 (12/9 審査会)</p>
	6-2-2	<p>都心部で生物多様性を項目選定した好事例が、こういった形でさらに具体化されると良いと思います。 植物、動物、生態系をきちんと確保しつつ、緑地、水循環をより上位的に活用していくための仕分け方は、まだ考慮のしどころかと思っています。 (1/31 審査会)</p>	<p>別記の内容と併せて、引き続き検討を進めます。 (3/22 審査会)</p> <p>別記「生物・生態系」で次回以降に説明します。 (11/20 審査会)</p> <p>生物・生態系等については、関連する環境影響評価項目と整合を図り、調査、予測及び評価を行うことを記載しました。 (12/9 審査会)</p>
	6-2-3	<p>「生育・生息」と「生息・生育」が混在しているので、確認してください。 (6/11 審査会)</p>	<p>「生息・生育」が正しいと思うので、確認します。 (6/11 審査会)</p> <p>「生息・生育」に統一しました。 (12/9 審査会)</p>
	6-2-4	<p>目標達成のために適切な調査量についても言及すると良いと思います。 (6/11 審査会)</p>	<p>予測評価に必要な調査の内容、量は全般に関わる部分ということもあり、本編も含めて、再度検討します。 (6/11 審査会)</p> <p>2 (2) (イ) 調査期間、調査時期の記載を見直し、調査回数を追記しました。 (12/9 審査会)</p>
	6-2-5	<p>「2 (2) エ 調査方法」で、地元住民や地元NPO へのヒアリングを、必要に応じてではなく原則行うことにしたいです。 (6/11 審査会)</p>	<p>検討します。 (6/11 審査会)</p> <p>地元住民やNPO は「等」に含まれていると考えます。事業者が把握できている範囲でのヒアリングを妨げるものではありません。 (12/9 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
6-3-1	<p>グリーンインフラの活用を対象とした場合、開発によって生物多様性が失われる一方で、周辺住民がグリーンインフラの効果を楽しんだりやすくなるといったことも考えられるが、バランスをどう考えていますか。</p> <p>活用を強く押し出しすぎて、例えば生物多様性が失われることにならないよう、審査会で検討できる枠組みが必要だと思います。</p> <p>(1/31 審査会)</p>	<p>グリーンインフラから引き出したい機能は、地域特性や事業特性によって異なるのではないかと考えています。期待される効果も踏まえた事業者の考えを示していただき、市民からの意見、審査会の意見をいただくような仕組みにしていけないか。</p> <p>グリーンインフラの機能は、配慮指針に記載があり、「生物の生息・生育の場の提供」という文言から始まっています。機能のなかで、重点をどこに置くかは、事業によって異なるかもしれないが、生物多様性については十分に配慮していきます。</p> <p>(1/31 審査会)</p> <p>別記「緑地」で次回以降に説明します。</p> <p>(11/20 審査会)</p> <p>技術指針におけるグリーンインフラの定義を、配慮指針に合わせて記載し、「生物の生息・生育の場の提供」の趣旨を明示します。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
6-3-2	<p>項目「緑地」の追加には賛成です。グリーンインフラの意味が、理念的な使われ方と、技術レベルでの使われ方があり、技術指針に理念をどのように落としこんでいくのかが重要だと思います。</p> <p>(1/31 審査会)</p>	<p>グリーンインフラという言葉は配慮指針の資料編で整理していますが、技術指針でどう扱うかは整理が必要です。今後、ご意見をいただきたいです。</p> <p>(1/31 審査会)</p>
6-3-3	<p>配慮指針のグリーンインフラと技術指針の緑地がどう関連してくるのかというところも整理があると良いと思います。</p> <p>(1/31 審査会)</p>	<p>別記「緑地」で次回以降に説明します。</p> <p>(11/20 審査会)</p> <p>技術指針におけるグリーンインフラの定義を、配慮指針に合わせて記載します。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
6-3-4	<p>エコロジカルネットワークの空間スケールは、広域ネットワークの中での事業地域の位置付けと、その地域の中での要素間の繋がりでネットワークを想定した部分が混在しており、明示しないと事業者が分かりにくいと思います。(別記に) 着眼点やアイデアを導くような書き方をして、事業者がどこに着目したかの説明が必要だと思います。</p> <p>(6/11 審査会)</p>	<p>空間スケールの部分が曖昧だということについて、「1 環境影響評価の対象」から「2 調査」も含め、可能な限り分かりやすく記せるように検討します。</p> <p>(6/11 審査会)</p> <p>エコロジカルネットワークについて、別記の記載内容を修正しました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
6-3-5	<p>調査項目の優先順位をきちんと出すことが分かりやすさに繋がると思います。エコロジカルネットワークは、ダウンスケールして考えるアプローチが大切です。</p> <p>「2 (1)ウ(イ) エコロジカルネットワークの特性及び状況」で、「対象事業実施区域の緑地の位置付けを把握する」から入り、少し広域的な観点から位置づけを把握して、この中で緑地の面積の状況にアプローチしてはどうかと思います。</p> <p>(6/11 審査会)</p>	

緑地

No	御意見の趣旨	回答等
水循環	6-4-1 「1 (2) 項目選定する事業の考え方」の「イ 工事に伴い」は、当初予定していた工事に伴って別途必要になった工事が行われる場合と受け取ることもできるので、「工事において」の方が間違いないと思います。 (6/11 審査会)	「工事に伴い、河川水路の整備や改廃、水域の埋立て等をする場合」という趣旨で書いています。表現については検討します。 (6/11 審査会)  文頭では時点を示すこととし、「工事中又は存在・供用時に」と修正しました。 (12/9 審査会)
	6-4-2 「1 (2) 項目選定する事業の考え方」の「ウ 存在・供用に伴い、地下構造物の設置」は「地下構造物の存在」ではないですか。「設置」だと、新たな工事を想像します。 (6/11 審査会)	工事中は工事に伴うものをイメージし、存在・供用時は、最終的に存在する施設をイメージしています。 表現について、工事中と存在・供用時で、もう少し分かりやすく検討します。 (6/11 審査会)  分かりやすくなるよう見直しました。 (12/9 審査会)
	6-4-3 「6 環境の保全のための措置」の「(2) 存在・供用時」の「ア 洪水又は流量調整地、調整池等の設置」の設置は工事になるので、「存在」、また「イ 排水路等の整備」も存在ではないですか。 (6/11 審査会)	「設置」は、環境保全措置として事業者が「行うこと」として例示をしています。なお、「洪水又は流量調整地、調整池」の箇所については、横浜市で一般的に用いられている用語に整理しました。 (12/9 審査会)
	6-4-4 「6 環境の保全のための措置」の「(2) 存在・供用時」の「ウ 雨水の地下浸透施設等の措置」の措置とは運転のことでしょうか。それとも供用のことでしょうか。 (6/11 審査会)	「措置」は「設置に関する措置」に修正しました。 (12/9 審査会)
	6-4-5 1 ページ上から 6 行目の「なお水循環とは」の定義がかなり広域です。 ここで見たいのは、湧水、地下水など様々な形を伴って現れる水の様相についての影響です。海も入っていて、流域というと海域がそこでカバーできなくなるので、この表現を工夫したらいいのではないかと思います。 (6/11 審査会)	別記全体として、どのような水循環を対象にしているかをどのように記載するかは、今一度、検討させていただきたいと思います。 (6/11 審査会)  水循環の対象について、別表 2 をもとに「河川・水路、地下水、湧水、池沼・水田及び海域における、地下水位及び湧水の流量、河川・水路の形態及び流量、並びに海域の流況の変化とする。」としました。 (12/9 審査会)
	6-4-6 水循環は水循環基本法の定義、緑地も都市緑地法の定義をそのまま持ってきているので、根拠法をきちんと書いてください。 横浜市のアセスの制度で水循環として何を捉えてもらいたいかは、調査項目で項目出しされています。ここで理解していただくということだと思います。 法律上の定義なので、横浜市独自に定義づけていいか議論が必要です。このなお書きはどこから持ってきて、なぜここに入れたのか、事務局でクリアにさせていただきたいと思います。 (6/11 審査会)	

No	御意見の趣旨	回答等
水循環	6-4-7 「水循環とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、」の後は、この技術指針が対象としている項目、要素として「本指針では地表水又は地下水として河川の流域を中心とした循環要素を指す」という表現はいかがでしょうか。 (6/11 審査会)	(前ページに記載)
	6-4-8 法律の文言と異なる表現をするかどうか、市の方ではしっかり検討していただく必要があると思います。 (6/11 審査会)	
	6-4-9 地球全体での循環を意味していることを書きつつ、ここで扱う項目の説明が一緒になっているので妙な感じがします。 (6/11 審査会)	
廃棄物・建設発生土	6-5-1 「1 (1) 環境影響評価の対象」の「循環経済（サーキュラーエコノミー）における再生可能資源への代替の取組に関しては…」は、「循環経済（サーキュラーエコノミー）に向けた、天然資源の利用を再生可能資源に代替する取組に関しては」とすると良いと思います。 (6/11 審査会後の御意見)	御意見を踏まえて修正しました。なお、「天然資源」には、バイオマスも含まれると考えられるため、「枯渇性資源」と記載しました。 (12/23 審査会)
	6-5-2 「2 (1) 調査項目」の「ア 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の処理・処分の状況」について、廃棄物・建設発生土の場合、大気や水と違って「その場所の現状」に意味がありません。調査項目は「予測評価を行うために必要な状況」ですので、検討が必要だと思います。 (6/11 審査会後の御意見)	御意見を踏まえて、既存データの有無などを検討した上で、次のように修正しました。 (ア) 一般廃棄物及び産業廃棄物に関する事項 a 資源化施設の位置、処理能力 b 中間処理施設及び最終処分場の位置、処理能力 c 類似事業における廃棄物の種類ごとの発生量等の原単位 (イ) 建設発生土に関する事項 a 工事間利用の状況 b 土質改良プラントの位置、受入可能量 c 内陸受入地の状況 d 類似事業における建設発生土の発生量等の原単位 (12/23 審査会)
	6-5-3 「3 環境保全目標の設定」の建設発生土に係る箇所について、国土交通省の通知等で「なるべく残土は50 km以内へ搬出するように」の記載があったかと思います。建設発生土は遠隔地に搬出されているような事例があるので、努力義務的な記載として、搬出距離を最小限とすることがあっても良いと思います。 (6/11 審査会後の御意見)	御意見を踏まえて、「5 環境の保全のための措置」に「(1)オ 建設発生土の場外搬出の距離の削減に関する措置」と追記しました。 (12/23 審査会)
	6-5-4 「6 環境の保全のための措置」の「(2) 存在・供用時」のウ(ア)及び(イ)に記載されている「バイオプラスチック」については、定義を明確にしておくべきです。100%生物由来のプラスチックでしょうか。バイオプラスチック＝生分解性ではありません。 (6/11 審査会後の御意見)	御意見を踏まえて、「5 環境の保全のための措置」(2)ウ(ア)及び(イ)について、「バイオプラスチック」の記載を削除し、「再生プラスチック」という例示のみとしました (12/23 審査会)

No		御意見の趣旨	回答等
大気質	6-6		
水質・底質	6-7-1	<p>湧水については、公共用水域のように法令等で定められた規制基準がないということ等により「水循環」で湧水の水質を取扱う案になっています。</p> <p>湧水量又は湧水の流れ等については「水循環」で扱うのは当然ですが、湧水の水質については、「水質・底質」の地下水の水質の中で一緒に扱った方がよいと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>地下水に準拠して湧水が取り扱われることについては、地下水を採水する方法として、湧水から採水するケースもありうると思います。ただ、その規制基準等がないという観点から、湧水は明記せず、地下水で取り扱うものと思います。湧水の湧出の仕方、採水の仕方などによっては、地下水に限定されずに公共用水域として見る場合もあるので、こちらについては、湧水は記載をしなかったものです。</p> <p>(9/18 審査会)</p>
		<p>湧水の水質項目の中で、湧水中に含まれる含有イオン又は同位体を測定することもあります。水質よりも地下水等の流動解析をするときに使う項目です。したがって、この同位体や含有イオンについては、「水循環」の方で扱った方がよいと思います。それ以外の水質関連の項目については、地下水と一緒に扱った方が分かりやすいと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>含有イオンは「水循環」の流動過程を示す指標としての水質として、「水循環」の項目の方で対象と調査方法の対象に含める方向で現在検討中です。</p> <p>(9/18 審査会)</p> <p>湧水中に含まれる含有イオンは、湧出機構の調査で用いられることから「水循環」の「2 (1) 調査項目」の「ア (イ) c 湧水の湧出機構」に含まれると整理しました。</p> <p>(1/20 審査会)</p>
		<p>湧水とは、生態系、水生生物や植物等の生態系に及ぼす重要な要素、環境要素でもあり、観光資源や文化資源としても重要な意味を持っています。場合によっては、災害時の水の確保ということもあるので、そういう視点から、「水質・底質」という項目で地下水の水質に準拠したような評価が必要と考えます。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>事業の実施によりどのような影響を及ぼすかを考えると、最小限にとどめる水準とか、目安となるような環境基準等、規制基準も含めて明確なものがないと、項目選定をして、予測、評価をすることを明確に示していくには難しいと思います。</p> <p>生物、生態系への影響、生物の生息環境として湧水がある場を対象とするのであれば、生物・生態系に必要な調査をするものと考えます。</p> <p>(9/18 審査会)</p>
	6-7-2	<p>規制基準がない中で難しいということ、評価のよりどころがないことが、事業者からみれば物差しがない中で項目選定しても、ということになるかと思えます。</p> <p>他の自治体の例など調べていますか。例えば東京都の技術指針では、湧水は水循環のところでは出てきていないようですので、事務局の説明と同じような理由で水質として扱っていないということかと思えます。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	
	6-7-3	<p>規制基準ではないがガイドラインはあり、「3 (1) 公共用水域の水質・底質及び地下水の水質への影響を最小限にとどめる水準」については、必ずしも規制基準に対してではなく、現状の水質等に対してそれを悪化させないイメージだと思います。「3 (2) 環境基準」以降は規制基準ですが、その辺が合わないと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>検討して報告します。</p> <p>(9/18 審査会)</p> <p>地下水に準拠して湧水が取り扱われることについては、地下水を採水する方法として、湧水から採水するケースもありうると思います。ただ、その規制基準等がないという観点から、湧水は明記せず、地下水で取り扱うものと思います。</p> <p>(次ページに続く)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
6-7-4	<p>もう一度検討して、結論を次回以降に報告してください。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>(前ページの続き) 湧水の湧出の仕方、採水の仕方などによっては、地下水に限定されずに公共用水域として見る場合もあるので、こちらについては、湧水は記載をしないこととしました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
水質・底質	<p>「1(2) 項目選定する事業の考え方」のただし書き「工事中に発生する工事排水又は供用時の排水等を公共下水道に放流するという理由で選定しないことができる」については、近年、流出抑制施設などの洪水対策がされていますが、そういったところに影響がないのかが気になりました。例えば、調整池のような下水道に接続されているようなところがここでは対象になっていないということで大丈夫なのですか。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>ただし書きの公共下水道の後の括弧書きに「下水道法の公共下水道であって終末処理場に接続するものに限る」と記載しており、これは汚水を污水管に接続する場合に限定して、項目選定しなくてもいいということです。</p> <p>ただし、公共下水道の基準(の遵守)や接続するにあたっての処理方法は必要なもので、予測、評価の対象ではありませんが、事業計画等に記載をするということは求めて、図書の中できちんと明示をすることを定めています。</p> <p>(9/18 審査会)</p>
	<p>(項目選定しなくても良い対象は) 分流式の污水管だけという理解で良いですか。合流式は入ってこないということですか。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>基本的に合流式も終末処理場に接続するものとなりますので、こちらについては公共下水道の基準に基づいて接続されているものなので、「水質・底質」の対象にはならないと考えています。</p> <p>(9/18 審査会)</p>
	<p>近年、内水氾濫で、排水自体の水質、内水氾濫した後の汚染物質の影響などが問題になっていると思います。合流式の水質改善のために、グリーンインフラを活用しようとか、環境用水として排水を再生させようというような話があって、それも合流式に流出するものの一つだと思います。なぜそれをあえてここで外すのかが分かりません。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>「1(2) 項目選定する事業の考え方」は、今回新たに追記しています。あくまで公共下水道に接続するにあたっては公共下水道の基準を満たした上で接続することを求められるので、それについては予測、評価をせずとも、義務付けられているので、公共下水道の汚水に接続するものについては、予測、評価ではなく、事業計画の方で明示すると考えています。</p> <p>グリーンインフラの視点、観点では検討していませんが、基本的にはグリーンインフラによる水質改善につきましても、雨水で対応するものだとすれば、「水質・底質」で対象になると思います。合流式の観点までは整理していませんでした。</p> <p>(9/18 審査会)</p>
	<p>近年の動きに付いて行く必要があるのではと思います。調整池も完全閉鎖型よりは開放水域にして、開放的な緑地にしていこうという動きも非常に高まっていますし、下水道と再生水を利用した緑地の中での水路の境目がだんだんなくなってきているように思います。</p> <p>そういうところも少し含めて、ここで外すよりは、運用の中で外していいという判断をしていく方がフレキシブルではないかと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>合流式の場合は、雨水も合流式の下水管に接続されてしまうところを踏まえれば、先ほどのグリーンインフラの視点でいうと、再度整理が必要とは思いますが、今回、内容を記載したところは、メリハリの観点から事業者負担を軽減する方向で何か検討できないかなというところで、入れたところですが、広く捉えられるようにするべきという御意見を踏まえて、記載は再度検討します。</p> <p>(9/18 審査会)</p> <p>御意見を踏まえ、ただし書きの箇所については記載を削除しました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等	
水質・底質 6-7-6	<p>ここは「選定しないことができる」ということです。仮に公共下水道に繋ぐ場合でも、場合によっては、使用時の排水の水質によっては、環境への影響が非常に懸念される場合があります。例えば現在、大きな問題になっているのはPFASです。PFASのようなものは基準がなくても環境への影響はないわけではないため、その場合には評価項目として考えていくものと思います。仮に公共下水道に繋ぐ場合でも、評価項目として出していただきたいと審査会で意見を言うことはできると思います。</p> <p>後は、環境影響評価書の評価で公共下水道に繋ぐ場合は、特にPFASのような特別なものがなければ、下水道法の規制に従って行うことで、環境影響評価項目から外すというのは決して珍しいことではないです。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	—	
土壌 6-8-1	<p>「4(1) 予測項目」の「イ 対象事業実施区域外への拡散の可能性」と「エ 地下水への溶出」の意味するところの違いが分かりません。</p> <p>イの「拡散」は具体的にどのような暴露経路を考えていますか。一般的に土壤汚染の拡散は、汚染物質を含む土が物理的に土埃のようなもので飛ぶということもありますし、雨が降って地下水に溶出するというのが大きなルートです。そうすると、「地下水の溶出」を1個立てているのであれば、後は「搬出しようとしていないけれども土埃という形で舞って拡散をする」ということになるのではないかと思います。その区切りがよく分かりません。</p> <p>(10/16 審査会)</p>	<p>「イ 対象事業実施区域外への拡散の可能性」のところですが、土埃のようなもので舞ってしまうという飛散についてもこの拡散のところに含んでいると考えています。ただ、表現として、拡散だけだと少し足りないかということもありますので、こちらを「対象事業実施区域外への飛散及び拡散の可能性」のような表現で、両方を含んでいるような記載とさせていただければと考えているところです。</p> <p>(10/16 審査会)</p>	
	6-8-2	<p>イについては、「拡散」という言葉の中の一つに「地下水の溶出」が入っているのではないのでしょうか。拡散と地下水の溶出が重複しているのではないかという趣旨です。</p> <p>(10/16 審査会)</p>	<p>承知いたしました。</p> <p>(10/16 審査会)</p> <p>御意見を踏まえ、イについては「対象事業の実施により生じる汚染土壌の飛散及び地下水への溶出等の拡散の可能性」としました。</p> <p>(12/23 審査会)</p>
	6-8-3	<p>イとエの記載の整理をお願いいたします。エを書くのであればイはそれを除いた可能性、飛散の可能性で明確化していただきたいという御趣旨ですので、御検討をお願いします。</p> <p>(10/16 審査会)</p>	
	6-8-4	<p>イはおそらく、土壌に吸着した有害物質、いわゆる土壌コロイドが、降水等の土壌浸透水によって拡散していくという「コロイド促進輸送」と呼ばれる現象を考えているのではないかと思います。</p> <p>(10/16 審査会)</p>	<p>コロイド促進輸送による土壌汚染物質の拡散については、イの「対象事業の実施により生じる汚染土壌の飛散及び地下水への溶出等の拡散の可能性」の等に含めて読むこととしました。</p> <p>(12/23 審査会)</p>
	6-8-5	<p>イとエは、項目としてはこのように分けて、例えば大気から汚染物質が土壌に降り注いでそれがまた浸透して行って地下水に出ていくということですか。</p> <p>(10/16 審査会)</p>	

No	御意見の趣旨	回答等
6-8-6	必ずしも地下水に到達するとは限りませんので、現象として分けた方が良いです。 (10/16 審査会)	(前ページに記載)
6-8-7	「4 (1) 予測項目」の並び順としては、イの次に「エ 地下水への溶出の可能性」を置き、「ウ 搬出する汚染土壌の量」は後ろに持ってくるなどを考えた方が良いと思います。 (10/16 審査会)	イの「拡散」については、汚染土壌の飛散及びエの地下水への溶出と合わせて「対象事業の実施により生じる汚染土壌の飛散及び地下水への溶出等の拡散の可能性」と記載することとしました。
6-8-8	関連するものを先にまとめた方が良くもありません。 (10/16 審査会)	並び順については、御指摘のとおり変更しました。 (12/23 審査会)
6-8-9	「4 (1) 予測項目」のオ（「新たな土壌汚染が発生する可能性」）は、どういうことが考えられるのかが分かりません。 (10/16 審査会)	現に土壌汚染が確認されていない場合で、何らかの施設の供用に伴って土壌汚染に繋がるような物質等を扱うようなときに、土壌汚染が発生する可能性があるかないかというような視点となっております。 (10/16 審査会)
6-8-10	「1 (2) 項目選定する事業の考え方」のイの「存在・供用時に土壌汚染の状況への影響が予想される場合」とありますが、これは新たな土壌汚染の発生というよりは、例えば土壌汚染を封じ込めているのだけれど、存在・供用によって、それが影響に及ぶおそれがあるという意味で記載されているのですか。 (10/16 審査会)	何らかの予防保全措置を行うことが（法令によって）定められている中で環境影響評価の対象とするような土壌汚染がどのようなものが想定されるのかという御意見かと思えます。 事業者として項目選定する、しないということを考えた際に、どのような対策をとるかを中心に示す必要があると考えており、そういった点で御指摘いただいたような、法令で定められているような予防保全措置をしっかりと取るかという視点で、定性的なものになるかと思えますが、環境影響評価の対象として加えています。 (10/16 審査会)
6-8-11	化学物質であれば化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律で本来きちんと漏れないようにという規制は当然かかっています。水質汚濁防止法で排水の地下浸透処理が禁止されているわけですし、土壌汚染が生じるような大気汚染が生じていたら大気汚染の（規制）法で、本来しっかり対応するべきなので、（環境）アセスメントをしなければならぬような新たな土壌汚染とは、具体的にどういふことを想定しているのですか。 (10/16 審査会)	
6-8-12	「2 (1) 調査項目」の「イ 土壌汚染の状況」の「(ア) 土壌汚染が想定されている範囲」、「(イ) 土壌中の土壌汚染物質の濃度」について、これは既往の調査結果等があれば当然、既存の資料や地歴調査でやることになると思うのですが、それで必ずしも十分でないときには、実際に事前調査的なことも念頭に入れているのですか。 (10/16 審査会)	地歴の状況を確認する中で、対象事業実施区域において土壌汚染が確認されているような場合については、土壌汚染が想定される範囲が、土壌汚染の状況として分かることとなります。 ただ、一般的に、例えば土壌汚染対策法などでは、地歴調査の結果、土地の形質の変更等が行われる場合に必要に応じて土壌汚染の状況を調査するという建付けになっています。そういったプロセスがある中で、アセスの調査の段階で土壌汚染の状況を調査するかどうかについては、事業者の判断によると考えています。事業者が自ら積極的に土壌汚染をあらかじめ調査するというについては許容する記載と考えています。 (10/16 審査会)

土壌

No	御意見の趣旨	回答等
土壌 6-8-13	事前調査を（可能な範囲で）やることによって、アセスの評価にかかる時間そのものもある程度短縮もできることもありますので、事業者が可能であれば、必要であれば、実際の事前調査もやっていただく方向で指導していただければと思います。 (10/16 審査会)	事業特性や地域特性など様々な要因があるかと思います。その状況の中で事業者に対する運用として、そのような提案をすることもあるかと思います。 (10/16 審査会)
騒音 6-9		
振動 6-10		
地盤	「地盤」と「土地の安定性」で、比較的似たような項目がいくつか入っています。「①支持力の不足による地盤の破壊」「②盛土に伴う地盤の破壊（斜面上の盛土）」「③地下掘削により周辺の地盤が変形することに伴う破壊」の3点について、「地盤」と「土地の安定性」のどちらに分類されますか。 (10/16 審査会)	「地盤」に関しては、元々公害としての地盤沈下を想定して記載をしており、「土地の安定性」は、斜面地の崩壊や液状化を含む地盤の変形等、かなり広い範囲で記載をしています。 環境影響評価を行うにあたり、御指摘のような内容が想定され得る場合に、「地盤」または「土地の安定性」のどちらで取り扱うかについては、その事業の内容を踏まえて、項目選定されると思っています。事業者の項目選定する考え方については相談を受ける中で調整をしていきたいとは思いますが、地盤沈下と土地の安定性の視点で、対象事業の記載について、よりこうした方が良いという御提案をいただきたいと思っています。 (10/16 審査会)
	趣旨としては、「地盤」と「土地の安定性」のどちらかに必ず振り分けられなければならないということではなく、取り逃がされなければ良いという趣旨です。 (10/16 審査会)	御意見を踏まえて、「地盤沈下」では地下水位の低下に伴う地盤沈下のみを扱い、その他の地盤の破壊や変形については、すべて「土地の安定性」で扱うよう記載の見直しを行いました。 (12/23 審査会)
	6-11-1	
6-11-2	「地盤」については、「土地の安定性」の中に含めずに、項目として独立させて位置付けておいた方が良いのですか。 (10/16 審査会)	御意見を踏まえて、別表2において、別記「安全」の細目「土地の安定性」に関する事項を、別記「地盤」の細目に位置付けました。 「地盤沈下」では地下水位の低下に伴う地盤沈下のみを扱うこととし、その他の地盤の破壊や変形については、すべて「土地の安定性」で扱うよう、記載の見直しを行いました。 (12/23 審査会)
6-11-3	地盤が変形して破壊される現象は連続して起こる現象なので、本当は統一的に一緒に含めてしまっても良いのではないかと思います。 例えば液状化現象では、液状化が起こったとき建物が沈下しますが、斜面上で液状化が起こると斜面の崩壊も起こるので、それで沈下したものがそのまま破壊に繋がることもあります。明確に切り分ける必要があるのかは若干疑問ですが、「土地の安定性」という項目を新たに設けた意図がどういうところにあるのかということが関連していると思います。 (10/16 審査会)	「地盤」という項目名になっていますが、公害としての地盤沈下の視点でこれまで対象としてきたところがありますので、今回抜本的な見直しではなく、現行の別記を生かし、「地盤」では地盤沈下を対象としています。 「土地の安定性」については「安全」というよりも、予測評価の方法や他都市の状況を踏まえ「安全」から「土地の安定性」の部分は切り離すこととし「地盤」と「土地の安定性」を別々の項目とさせていただきます。 ただ地盤に対する影響としては、確かに一体として扱われても然るべきものとも感じています。 (次ページに続く)

No	御意見の趣旨	回答等	
地盤	6-11-3	<p>本当は「地盤」は地盤沈下という表記が良いとは思いますが、他の項目を見ると、土壌汚染に関することも「土壌」や「大気質」だけで止まっており、そうすると「地盤」にせざるを得ないのかなと思います。項目の名前というよりも、懸念されることに対して、取り逃しがなければそれで良いと思います。 (10/16 審査会)</p>	<p>(前ページからの続き)            一体とする検討をどこまでできるのか、今回の技術指針の改定の中で対応できるかどうかについては、再度検討させていただきます。 (10/16 審査会)</p> <p>御意見を踏まえて、別表2において、別記「安全」の細目「土地の安定性」に関する事項を、別記「地盤」の細目に位置付けました。            「地盤沈下」では地下水位の低下に伴う地盤沈下のみを扱うこととし、その他の地盤の破壊や変形については、すべて「土地の安定性」で扱うよう、記載の見直しを行いました。 (12/23 審査会)</p>
	6-11-4	<p>典型7公害の一つとしての地盤沈下ということで捉えたいのであれば、「1(2)項目選定する事業の考え方」の「ア(工事中に地盤沈下が予想される場合)」と「イ(存在・供用時に地盤沈下が予想される場合)」は、そこに該当すると思いますが、「ウ」はその他で、必ずしも公害問題に限定されない地盤沈下も含まれてしまう余地を残しています。ここまで来ると「土地の安定性」と切り離してしまっても良いのかという話が出てきてしまうと思います。 (10/16 審査会)</p>	<p>承知しました。 (10/16 審査会)</p>
	6-11-5	<p>「地盤」のところは地盤沈下だけでは考えていない立場で、例えば、能登の地震では隆起という現象がたくさん発生し、やはり地盤に問題があったと理解ができます。地盤に絡むことというのは、横浜市で同じことが起きるかどうかは想像の範囲を超えている話になりますが、「地盤」は必ずしも沈下だけではないのではないかと、漏れがないようにという趣旨からすると、隆起や液状化はここに入るといふふうにしておいた方が良いのではないかと思います。 (10/16 審査会)</p>	<p>液状化に関しては、「土地の安定性」の方で対象とし得ると思っています。隆起に関しては、その要因が地震に伴う隆起ということになりますと、事業者に予測評価をさせることは難しいかと思いますが、その他の要因で隆起が生じる場合については、「土地の安定性」で必要があれば見ていくと考えています。 (10/16 審査会)</p> <p>御意見を踏まえて、別表2において、別記「安全」の細目「土地の安定性」に関する事項を、別記「地盤」の細目に位置付けました。</p>
	6-11-6	<p>この「地盤」と「土地の安定性」の整理については、引き続き事務局で検討するというごをお願いします。 (10/16 審査会)</p>	<p>「地盤沈下」では地下水位の低下に伴う地盤沈下のみを扱うこととし、その他の地盤の破壊や変形については、すべて「土地の安定性」で扱うよう、記載の見直しを行いました。 (12/23 審査会)</p>
悪臭	6-12-1	<p>「6 環境の保全のための措置」で、「ア 施設及び設備機器等に関する措置」と「イ 施設及び設備機器等の稼働・運用に関する措置」がどちらも「施設及び設備機器等」として、工事中の発生対策が読みにくい。また、「ウ 原材料等に関する措置」が分かりにくいので、ア～ウを「ア 悪臭の発生の防止に関する措置」と「イ 悪臭の排出、拡散の防止に関する措置」に整理して、例示に「原材料等の変更」を加えてはどうでしょうか。 (9/18 審査会後の御意見)</p>	<p>御意見を踏まえ、「ア 悪臭の発生の防止に関する措置」、「イ 悪臭の排出及び拡散の防止に関する措置」とし、例示も修正しました。 (12/23 審査会)</p>

No		御意見の趣旨	回答等
低周波音	6-13		
電波障害	6-14		
日影	6-15-1	<p>「1 (2) 項目選定する事業の考え方」のただし書きでは、文化財保護法に指定等されている保護すべき動植物も、事業者の主観的な判断で外すことも考えられます。</p> <p>都市河川もいろいろな生態系を支える要素になるので、基本的に対象とし、そのおそれがない場合は除くことができる取扱いの方が良いと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>再度見直します。</p> <p>(9/18 審査会)</p> <p>「河川等の水面内に限定される場合について、日影を選定しないことができる」を削除しました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
	6-15-2	<p>ただし書きで、文化財保護法だけで大丈夫ですか。「文化財保護法等」なら分かりますが、「等」は指定の方についています。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	
	6-15-3	<p>ただし書きが、二重否定になっていて分かりにくい文章だと思います。</p> <p>貴重な動植物だけ特別な扱いをするのは唐突な印象を与えるため、表現を見直した方が良いと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	
	6-15-4	<p>ただし書きで、工業専用地域は、日影を選定しないことができるとありますが、工業専用地域でも保育施設などの子どもの成育環境に関わる施設は建築可能です。</p> <p>除外条件として最初から選定しないことができるとなると、不利益を受ける対象者がでてしまうと思いますので、記載について検討いただきたいと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>工業専用地域は、居住環境が少ない地域として横浜市建築基準条例を参考に選定しないことができるとしてあります。配慮が必要な施設等もあるため、運用の中で対応するか、建築用途を記載するか検討します。</p> <p>(9/18 審査会)</p> <p>工業専用地域内に限定される場合として、「日影で配慮すべき施設等へ影響がないことを明らかにする。」と記載しました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
風環境	6-16-1	<p>事業を行うことで風環境が改善されるケースが全くないわけではないです。ランクが改善されたケースも今まであったので、ポジティブな面の環境保全目標を入れられるのではないかと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>過去の事例も確認した上で検討します。</p> <p>(9/18 審査会)</p> <p>事業の実施により、局地的な風向、風速の変化に伴う強風現象の出現が部分的に改善されるケースはありますが、対象事業実施区域及びその周辺全体に渡り、大幅に改善されることは想定しにくいいため、風環境においてはプラス面の効果は記載しない整理としました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
土地の安定性	<p>【6-11-6の再掲】 この「地盤」と「土地の安定性」の整理については、引き続き事務局で検討するというご意見をお願いします。 (10/16 審査会)</p>	<p>御意見を踏まえて、別表2において、別記「安全」の細目「土地の安定性」に関する事項を、別記「地盤」の細目に位置付けました。 「地盤沈下」では地下水位の低下に伴う地盤沈下のみを扱うこととし、その他の地盤の破壊や変形については、すべて「土地の安定性」で扱うよう、記載の見直しを行いました。 (12/23 審査会)</p>
安全	<p>「安全」を予測評価するにあたり、リスクアセスメントの考え方を参考にすると良いと思います。化学物質に関しては、リスクアセスメントの予測評価に必要となる事故の発生確率の知見が積み重ねられています。しかし、自然災害の確率を予測させるようなものについては、事業者に過度な負担をかけることになるため、予測対象とすることについて、慎重に検討する必要があると考えます。 (10/16 審査会)</p>	<p>これまで「安全」において、二次災害についても環境影響評価の予測対象としてきたところです。 今回別記の整理をする中で御指摘いただいたように、予測評価の知見がどの程度積み上がっているか、事業者がどのように対応するか、という点については課題であると考えています。 予測評価の対象とすべきか、それとも適切な配慮事項を事業計画等で記載させるというような形をとるべきかについては、審査会委員の皆様からの御意見をいただきたいと考えております。 (10/16 審査会)</p> <p>別表2の「火災、爆発」「有害物漏洩」に記載のある自然災害に伴う二次災害の記載は削除するとともに、別記の記載を見直しました。 地震等の自然現象に起因する二次災害については、配慮事項として扱うため、配慮指針の一部見直しを検討しました。 (12/23 審査会)</p>
	<p>「火災・爆発」、「有害物漏洩」において、人為的ミスに起因するものを対象とすることは、環境影響評価の時点で取引量などの予測条件を示すことができれば、予測評価の技術的難易度はそれほど高くないので、対象とすることで良いと思います。 (10/16 審査会)</p>	
	<p>「火災・爆発」、「有害物漏洩」の地震等の自然現象に起因する二次災害に関するものは、環境影響評価項目から外して、配慮事項としても良いのではないですか。 (10/16 審査会)</p>	
	<p>自然災害がいつどこで発生するかということに関しては、まだ十分な予知ができるようなところまでは到達していないと言えます。そういう中で、事業者若しくはコンサルタントに自然災害の発生を予測しなさいと言うのには、やはりかなり大きな無理があると思います。 (10/16 審査会)</p>	
	<p>その予測は地震予知みたいな話まで含むと理解されてしまうおそれがありますので、先ほど事務局が説明した趣旨は、そこまでの予測は無理があるので、配慮事項として自然災害が起きた場合の対策として図書の中に盛り込んでいただくというレベルで良いのではないかとことです。 (10/16 審査会)</p>	
6-18-2	<p>事務局としては、自然現象によって発生する火災・爆発等の安全性の確保については、配慮事項とはせずに、技術指針の中に別記として位置づけておくと整理されたということですか。 (10/16 審査会)</p> <p>どのように整理していくかは、事務局で引き続き検討してください。 (10/16 審査会)</p>	—

No	御意見の趣旨	回答等
地域交通	<p>1 (1) 「ウ 歩行者の安全」について、交通に関しては、歩行者の安全が重要なのはもちろんですが、他にも自転車も、自動車も安全性は重要なので、「歩行者の安全」と限定的に書くよりも「交通安全」という表現にしてはどうかと思いました。</p> <p>別表2の方も併せて「歩行者の」と書くよりは「交通安全」あるいは「歩行者等の安全」といった書きの方が良いのではないかと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>現行の別表2の細目で、安全に関しては歩行者に限定して記載されています。現行のものをベースとして今回別記を作ったところで、「歩行者の安全性」と限定をした記載となっています。これを自転車、自動車も含めた安全性というところで、どこまで拡大できるのか、予測、評価の記載方法も含めて、改めて御相談させていただきたいです。</p> <p>(9/18 審査会)</p> <p>御意見を踏まえて「歩行者等の安全」としました。</p> <p>対象として自転車を追加し自動車と自転車の交通の安全を対象としました。</p> <p>別表2の内容を以下のとおりとします。</p> <p>「(1) 土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用により発生・集中する自動車と歩行者又は自転車との交通の安全」、(2)は変更なし。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
	<p>別記の予測の方法の安全性の予測については、これまで定量的な評価が行われていなかったと思います。これについても、自動車と歩行者の動線が交錯する箇所の数などの方法はあるので、そういったことも例示した方が、技術指針としては使いやすいものになるのではないかなと思います。「その他適切な方法」という記載はありますが、もう少し具体的な方法を示してあげた方が分かりやすいのではないかと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>定量的なところについても、安全に関して特にということ、どのような記載をするべきかどうかについて、併せて御相談をお願いしたいと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p> <p>予測項目を見直し、より具体的な記載としました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
	<p>別記「6 環境の保全のための措置」で、事業者が行う対策として「代替道路の設置に関する措置」があります。道路など別のルートを確認するといった措置になりますが、併せて信号の制御を調整する、交通規制を変えるなどの運用面での対策も考えられますので、そういったものも記載してはどうかと思います。「その他適切な措置」にそれらも含まれますが、これは技術指針として事業者がこれを参考にして検討するので、その選択肢として示した方が親切なのではないかと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>信号制御や交通規制は、警察等が主体となって決定されるものと聞いています。事業者による実行可能性がどこまであるかということもあり、具体例として記載をしていませんが、「その他適切な措置」で記載を妨げるものではないと考えています。</p> <p>(9/18 審査会)</p> <p>環境の保全のための措置に「代替道路の設置に関する措置」を追記しました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>
	<p>信号制御や交通規制は、確かに警察等が決定する内容で事業者が必ず実施できるわけではありませんが、この「6 環境の保全のための措置」の1行目に実行可能な範囲で検討すると書いてありますので、そういった相談を交通管理者に行うことは可能だと思います。その意味で、そういう方法もあるのだということを技術指針の中に示しておくことはできるのではないかと思います。</p> <p>(9/18 審査会)</p>	<p>検討します。</p> <p>(9/18 審査会)</p> <p>環境の保全のための措置に「交通運用の変更に関する措置」を追記しました。</p> <p>(12/9 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
景観	6-20-1 高層建築物の建設の景観に関して圧迫感という記載がありません。どういったところで圧迫感の環境保全目標や予測項目を充てようとしていますか。 (9/18 審査会)	圧迫感は、現在の技術指針に記載がありません。平成 23 年度の審査会で、圧迫感は評価の内容から外しても良いのではないかと意見があり、対象から外している状況です。ただし、事業者が独自に圧迫感についても予測、評価しているというのが実態です。 (9/18 審査会)  近景域の要素として、圧迫感を追加しました。 (12/9 審査会)
	6-20-2 圧迫感だから外す、外さないという話ではないと思います。近景域からの圍繞景観という捉え方ができると思いますし、圧迫感が影響する地点は眺望地点が改変される地点です。 近景域の景観の変化としての一つの形態が圧迫感ではないかと思えます。近景域の調査地点や調査項目の中に、圧迫感が理解できるような項目を入れておくことも、影響、予測の項目の一つではないかと思えます。 客観的に圧迫感を評価できる指標を入れておくが良いと思います。 (9/18 審査会)	
	6-20-3 「緑地」という項目を新設したので、そことうまく相乗効果が発揮できると良いと思います。そういう視点で、近景域の評価のあり方を、改善を含めて入れ込んでいただきたいと思えます。 「圧迫感」は書いた方が分かりやすいと思えます。 (9/18 審査会)	
	6-20-4 東京都の技術指針には圧迫感は入れていません。圧迫感と明記していますので、検討してください。 (9/18 審査会)	
	6-20-5 「景観」の圧迫感について、長野県や山梨県の環境影響評価審査会では、道路事業で橋梁の圧迫感という話は何回も出てきました。かなり重要だという認識でいますので、是非これは入れていただくのが良いと思います。 (9/18 審査会)	
触れ合い活動の場	6-21-1 広域的に見たときに、対象事業実施区域全体が「触れ合い活動の場」となる場合に、その地域がどのような特性を持つのかという観点からの記載がありません。 (9/18 審査会)	「1(2) 項目選定する事業の考え方」の「ア 対象事業実施区域内に触れ合い活動の場が存在する場合」が該当します。 (9/18 審査会)
	6-21-2 同じような「触れ合い活動の場」だとしても、広域的に見た場合には重要性が変わるのでないか。例えば都市部の緑地が、それ自体は重要性が高いようには見えなくても、広域的に見たときには市民にとって重要な憩いの場所になっているなど、広域的な評価の観点も抜けています。 (9/18 審査会)	周囲に点在する場合は、「1(2) 項目選定する事業の考え方」の「イ 対象事業実施区域の周辺に存在する触れ合い活動の場」で、対象事業実施区域内との関係性についても読んでいくものと考えています。 (9/18 審査会)

No		御意見の趣旨	回答等
触れ合い活動の場	6-21-3	「3 環境保全目標の設定」の(2)「利用経路が維持する水準」が分かりにくいです。「地域交通」では、「円滑な通行が確保される水準」の記載があります。 (9/18 審査会)	利用経路の部分については、「1 (2) 項目選定する事業の考え方」の「利用経路」と合わせましたが、表現を見直します。 (9/18 審査会)  「利用経路を維持する水準」に修正しました。 (12/9 審査会)
文化財等	6-22		

※下線部は、御意見に対して今回追加した考え方です。

### 3 その他

No		御意見の趣旨	回答等
全般(手続)	他-1	市民の意見を審査会で反映できるように、手続の流れを考えてほしいです。 意見公募の結果を踏まえて各委員が検討し、もう一度議論する機会があった方が、市民意見を重視しているという姿勢を見せる意味でも大切だと考えます。 (9/18 審査会)	意見公募の期間は約1か月間になります。そこで出た意見に対して、意見公募の手続として行政側がどう対応するかをまとめ、それを審査会にお示し、素案から案に変えた内容について、委員の皆様にご意見をいただく予定です。 (9/18 審査会)